

令和7年度埼玉県運動部活動インターンシップ 実施要領

埼玉県教育委員会

趣旨

1 実施方法

(1) インターンシップ参加者（指導者）と受入れ校（顧問）の間で調整を行い、校長の了承を得ている場合（原則）

【県立学校での指導を希望する場合】

1) 申込み

指導者派遣を希望する県立学校の校長は「運動部活動インターンシップ」希望調査票（様式1）及び「運動部活動インターンシップ」指導者推薦書（様式2）を令和7年4月23日（水）までに県教育委員会教育長に1部提出する。

※ 推薦する指導者が大学生の場合には、「運動部活動インターンシップ」申込書（様式3）を、大学生が県教育委員会教育長に直接1部提出する。

※ 1校で複数の部活動に指導者の派遣を希望する場合は様式をコピーし使用する。

2) 実施計画

派遣が決定した学校には、派遣決定通知書を送付する。

派遣が決定した県立学校の校長は、具体的な指導内容、指導日等について指導者と打ち合わせをすること。指導開始日は令和7年5月19日（月）以降とする。

3) 報告

各県立学校の校長は、事業終了後2週間以内に「運動部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を県教育委員会教育長に1部提出する。

（最終締切：令和8年2月13日（金））

報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は指導者に修了証を交付する。

【市町村立中学校・高等学校（さいたま市を除く）での指導を希望する場合】

1) 申込み

① 市町村立中学校・高等学校の校長は「運動部活動インターンシップ」希望調査票（様式1）及び「運動部活動インターンシップ」指導者推薦書（様式2）を令和7年4月11日（金）までに当該市町村教育委員会教育長に1部提出する。

※ 推薦する指導者が大学生の場合には、「運動部活動インターンシップ」申込書（様式3）を、大学生が県教育委員会教育長に直接1部提出する。

※ 1校で複数の部活動に指導者の派遣を希望する場合は様式をコピーし使用する。

② 各市町村教育委員会教育長は、当該教育事務所に令和7年4月17日（木）までに希望調査票（様式1）及び指導者推薦書（様式2）を1部提出する。

③ 各教育事務所長は、県教育委員会教育長に令和7年4月23日（水）までに希望調査票（様式1）及び指導者推薦書（様式2）を1部提出する。

2) 実施計画

派遣が決定した学校には、派遣決定通知書を送付する。

派遣が決定した市町村立中学校・高等学校の校長は、具体的な指導内容、指導日等について指導者と打ち合わせをすること。

指導開始日は令和7年5月19日（月）以降とする。

3) 報告

各市町村立中学校・高等学校の校長は、事業終了後2週間以内に「運動部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を県教育委員会教育長に1部提出する。（最終締切：令和8年2月13日（金））

報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は指導者に修了証を交付する。

【さいたま市立中学校・高等学校での指導を希望する場合】

1) 申込み

さいたま市立中学校・高等学校の校長は、「運動部活動インターンシップ」希望調査票（様式1）及び「運動部活動インターンシップ」指導者推薦書（様式2）を令和7年4月17日（木）までにさいたま市教育委員会教育長に1部提出する。

さいたま市教育委員会教育長は、県教育委員会教育長に令和7年4月23日（水）までに希望調査票（様式1）及び指導者推薦書（様式2）を1部提出する。

※ 推薦する指導者が大学生の場合には、「運動部活動インターンシップ」申込書（様式3）を大学生が県教育委員会教育長に直接1部提出する。

※ 1校で複数の部活動に指導者の派遣を希望する場合は様式をコピーし使用する。

2) 実施計画

派遣が決定した学校には、派遣決定通知書を送付する。

派遣が決定したさいたま市立中学校・高等学校の校長は、具体的な指導内容、指導日等について指導者と打ち合わせをすること。

指導開始日は令和7年5月19日（月）以降とする。

3) 報告

各さいたま市立中学校・高等学校の校長は、事業終了後2週間以内に「運動部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）をさいたま市教育委員会教育長に1部提出する。

さいたま市教育委員会教育長は「運動部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を県教育委員会教育長に1部提出する。

（最終締切：令和8年2月13日（金））

報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は指導者に修了証を交付する。

（2）インターンシップの指導者として参加したいが、受入れ先の中学校や高校が決まっていない場合（例外）

- 大学生または非常勤講師等がインターンシップでの指導を希望し、かつ受入れ先の学校が決まっていない場合、保健体育課で県立学校や市町村教委に照会し、指導者と受入れ先の学校とのマッチングを行うことがある。

その場合、「運動部活動インターンシップ」申込書（様式3）の記述内容にもとづいて、地域や校種等を考慮してマッチングを行う（全てのケースで希望が叶うとは限らない）。

2 大学生・非常勤講師の指導者登録の申込について

（1）申込み

大学生は「運動部活動インターンシップ」申込書（様式3）に必要事項を記入し、令和7年4月23日（水）までに県教育委員会教育長に1部提出する。（提出先は5参照）

非常勤講師は、勤務校の校長に依頼し、指導者推薦書（様式2）を提出してもらう。書類受理後、県教育委員会が調整し、派遣校を決定する。

※ 調整が難航し派遣できない場合もあるので、可能な限り各自で希望校と調整をし、希望校の校長から推薦書を提出していただくことが望ましい。

※ 各学校から県教育委員会への申込み締切日が校種によって異なるため、希望校との調整を令和7年4月4日（金）までに終えておくことが望ましい。

※ 大学が記載する推薦者については、大学職員（ゼミの指導教官等）であればよい。ただし当該者を中学校・高等学校に派遣し、インターンシップを遂行できるだけの人物であるかどうかを見極めた上で推薦すること。

※ 大学の推薦の無い申込書（様式3）は、希望校の推薦（様式2）が提出されない場合受理しない。

※ 派遣校との事前調整がなされていない場合、意向聴取を行うため県保健体育課から連絡をするので、本人との連絡が確実に取れる連絡先及びメールアドレスを記載すること。

（2）実施計画

派遣校が決定した場合は当該校長と、具体的な指導内容、指導日等について打ち合わせを行う。また、下記指導者講習会に必ず参加する。

（3）報告

学校からの報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は修了証を交付する。

3 指導内容・指導回数・指導時間

（1）指導期間は指導者講習会終了後、令和7年5月19日（月）から令和8年1月30日（金）までとする。

（2）指導回数は15回以上とする。

（3）1回の指導時間は2時間程度とし、各学校の顧問教諭と綿密な打合せの後、共通理解のもと指導に当たること。

4 指導者講習会

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 16時00分～17時00分
(受付15:30～)
- (2) 会 場 知事公館(大会議室) 予定
〒330-0061 さいたま市浦和区常盤4-11-8
Tel 048-824-2111
- (3) 内 容 指導に関する講義、運動部活動の現状と課題・安全対策等の講習
- (4) 配布資料 運動部活動指導資料、学校体育必携、教育行政資料等
- (5) その他 指導者講習会の案内は、インターンシップ指導者の決定後、
本人のメールアドレス宛てに送付します。

5 提出先及び問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県教育局県立学校部保健体育課学校体育担当
電話番号 048-830-6947(直通) FAX 番号 048-830-4971
メー ル a6960-11@pref.saitama.lg.jp (学校体育担当)

6 その他

- 各様式の提出は電子データでお願いします。但し、大学生が様式3を提出する場合には、推薦者が必ず署名の上、上記まで郵送または電子データにて提出をお願いします。
- 申込者は、上記の指導者講習会に必ず出席してください。万が一、当日欠席される場合は、後日県保健体育課まで来課いただきますので、御留意ください。
- 全員が本事業におけるスポーツ安全保険に加入していただきます。指導者講習会時に1,850円とシステム利用料(140円または360円をインターンシップ実施者数で割った額<人数確定後に連絡>)を御用意ください。
(他の団体賠償保険では、本事業での保険が適用されませんので御注意ください)
- 本事業を終了した者には、県教育委員会教育長が修了証を交付します。
- 本事業は、本県の教員を目指す大学生(短大生含む)及び非常勤講師を対象とします。
(保健体育科の教員を目指す者以外にも、他の教科等の教員を目指す大学生及び非常勤講師も対象とします。)
- 2月中旬にインターンシップ指導者に対して修了証授与式(令和7年3月7日(土)午前の予定)の出席確認及びアンケートの依頼を行います。インターンシップ指導者は予定をしておいてください。なお、授与式に欠席し当該年度中に修了証を受け取りに来ない場合、修了証授与を取り消すことがあります。
また、規定指導回数を満たしていない指導者には修了証は交付されません。その場合、修了証交付式の参加も辞退していただく事になりますので、御留意ください。